

監査報告書

学校法人 根津育英会武蔵学園

理事会 御中

平成30年5月24日

監事

小林 米



監事

大久保 武



私たちは、私立学校法第37条第3項の規定に基づき、平成29年度の学校法人根津育英会武蔵学園の業務及び財産の状況について監査を行いました。

1. 監査方法の概要

私たちは、理事会その他の重要な会議に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づき監査を行う会計監査人と情報・意見交換し、計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

学校法人の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。また、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録並びに収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書は学校法人の財政状態及び経営状況を、事業報告書は学校法人の状況を、法令若しくは寄附行為に従い正しく示していることを認めます。

以上